

放課後児童クラブのしおり



【令和6年度：通年利用版】

1. 申請に必要な書類

<全員必要な書類>

■放課後児童健全育成事業利用申請書(黄色の用紙)

※きょうだいで利用を希望される場合は、お子さんお一人につき1枚必要です。

■昼間保護者等の保護を受けることができないことを確認できる書類(①、②のいずれか)

いずれの場合もきょうだいで利用を希望する場合でも、1部添付で構いません。

① 就労証明書(すでに仕事をしている方)

※両親分の提出が必要

※雇用期間に定めがある場合(「更新あり」の場合も含む)は再提出をお願いする場合があります。

② 申立書(求職中、病気療養中などの方)

<対象・希望者のみ必要な書類>

■放課後児童健全育成事業運営負担金減免申請書

(きょうだい利用、就学援助費受給、生活保護受給世帯などの方)

※就学援助費受給について、教育委員会に申請済みのほか、申請予定がある場合も提出してください。

■延長利用申請書(延長利用を希望する方)

■お子さんの障がいの状態を確認できる書類

療育手帳・障がい者手帳・医師の診断書などのコピーを添付してください。

2. 提出先・郵送先

石狩市保健福祉部子ども政策課(市役所1階18番窓口) ※窓口は平日 午前8時45分～午後5時15分まで
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

※申請に必要な書類が全て揃ってからの受付となります。不備等があった場合、受付できません。

※書類は全て黒のボールペンなどで記入してください。鉛筆・消せるボールペンなど訂正できるもので記入された書類は受付できません。

※4月1日以降に申込される方は別紙のとおり、締日と入所予定日を設定していますので確認の上、お申込みください。

3. 利用決定について

* 利用決定については、通知書類にてお知らせします。

* 過去の利用料に滞納がある場合は利用できません。

4. 利用料金と保険料

【利用料金(放課後児童健全育成事業運営負担金：児童1人当たりの金額)】

* 通年利用は、月額 3,500円です。(延長利用は、別途月額500円です)

* 生活保護受給世帯、就学援助受給世帯、きょうだい利用世帯などは減免制度があります。(別途申請が必要です)

* 利用料、延長料については、日割り計算はしていません。1日でも登録があれば利用がない場合でも月額利用料を納付していただきます。

* このほか、行事等で実費をいただく場合があります。

【保険料】

* 利用児童の事故に備え、スポーツ安全保険の加入をお勧めしています。保険料は、年額 800円です。

石狩市の放課後児童クラブ



主な小学校区	クラブ名	住 所	電話番号	定員	備考
花川南小学校	なかよしクラブ	花川南8条3丁目153-5 花川南児童館内	73-5180	50人	
	はまなす子どもクラブ	花川南9条4丁目83-9 花川南認定こども園内	73-9200	30人	おやつ代有
	にじいろ南クラブ	花川南6条5丁目1 花川南小学校敷地内	77-6090	20人	おやつ代有
南線小学校	エースクラブ	樽川4条1丁目600-1 ふれあいの杜子ども館ふれっこ内	77-6226	60人	
	にこにこクラブ	花川南3条1丁目18 南線小学校内	73-4400	35人	
	樽川スマイルクラブ	樽川6条2丁目602	72-5640	90人	
双葉小学校	ピノキオクラブ	花川北3条2丁目199-2 花川北児童館内	74-3100	50人	
紅南小学校	げんきっ子クラブ	花川北1条6丁目1 紅南小学校内	74-0327	45人	
	わかばクラブ	花川北2条5丁目65-1 認定こども園花川わかば幼稚園内	74-6311	30人	おやつ代有
緑苑台小学校	キラキラクラブ	緑苑台中央3丁目603 緑苑台小学校内	72-1704	65人	
	どんぐりクラブ	花川東671-7 緑苑台認定こども園敷地内	080-1871-1753	25人	
花川小学校	花っ子クラブ	花川北7条1丁目22 こども未来館あいぽーと内	76-6112	50人	
石狩八幡小学校	ファイトキッズクラブ	八幡4丁目167 石狩八幡小学校内	66-3305	25人	

特認校の生振小学校に通学希望の児童は、個別にご案内しますのでお問い合わせください。

- * 定員を超えた場合は、近くのクラブをご利用いただくかお待ちいただきます。
- * 集団生活が可能な障がいをお持ちのお子さんもご利用いただけます。



放課後児童クラブの概要

1. 登録期間と開設時間

【登録期間】

* 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※毎年申請が必要。また、前年度と同じクラブを利用できるとは限りません。

【開設時間】

* 月～金 放課後～午後6時30分(延長利用の場合は午後7時まで)

* 土・学校休業日 午前8時～午後6時30分(延長利用の場合は午後7時まで)

【延長利用について】

* 延長して利用を希望する場合(午後6時30分～午後7時まで)は、事前に延長利用申請書の提出が必要となります。

* 月額利用料(3,500円)の他に月額500円の利用料がかかります。

【休所日】

- * 日曜日・祝日
- * 年末年始(12月29日～1月3日)
- * その他、市長が特に必要と認めた日

※災害、集団感冒等による臨時休校日はクラブも臨時休所となります。

2. 対象児童と利用基準

【対象児童】

次の全てに該当するお子さんはクラブを利用できます。

- * 市内の小学校に在学する児童
- * 小学校、クラブ、自宅間を徒歩で通える児童
- * 昼間保護者等の保護を受けることができないと認められる児童(※利用基準参照)

【利用基準】

- ① 保護者がひと月のうち12日以上午後3時(1年生は午後2時)以降まで家庭外で就労しているとき
- ② 保護者がひと月のうち12日以上午後3時(1年生は午後2時)以降まで家庭内で日常の家事以外の就労をしているとき
※就労日数や就労時間が基準に満たない場合は利用決定をできませんのでご了承ください。
- ③ 保護者が就労開始のため求職活動を行っているとき(3か月を限度とする)
- ④ 保護者が就学または就労のため技能訓練中で昼間常時外出するため家庭にいないとき
- ⑤ 保護者が長期にわたる疾病・負傷・心身の障がいにより児童の育成にあたることが困難なとき
- ⑥ 母親が妊娠・出産により児童の育成にあたることが困難なとき(産前産後各8週間を限度とする)
- ⑦ 保護者が常時介護や看護をしていて児童の育成にあたることが困難なとき
- ⑧ 家庭内で虐待・DVの恐れがあるとき
- ⑨ 火災および風水害などで住宅を損失、損壊して、その修復をしているとき
- ⑩ 利用料に2か月分以上の滞納がなく、または滞納がある場合でも納付相談を行っているとき
- ⑪ 保護者が育児休業中にクラブを引き続き利用することが必要であると認められるとき
- ⑫ このほか①～⑪に類する状態で市長が認める事由に該当するとき



放課後児童クラブのきまり

1. クラブに来るとき、帰宅するとき

【クラブに来るとき】

- * 学校のある日は学校から直接来てください。
- * 学校休業日は午前10時までに来てください。
- * クラブへの往復時、自転車等の使用はできません。

【帰宅するとき】

- * 1人帰りの場合は、午後5時30分までとなります。(目安として4月～9月は午後5時30分、10月は午後4時30分、11月～1月は午後4時、2～3月午後5時)
- * 冬期間は「校外生活のきまり」に従い、早めの帰宅にご協力をお願いします。
- * 午後5時30分を過ぎる場合は、かならず保護者の方が午後6時30分(延長利用の場合は午後7時)までにお迎えをお願いします。
- * お子さんからの申し入れだけでは帰宅時間を変更することはできません。帰宅時間を変更する場合は連絡帳に記入するか、保護者からの電話連絡をお願いします。



保護者の皆様へ

1. 緊急時の対応について

- * お子さんの突発的な事故や病気・悪天候・不審者情報が入ったとき・集団下校になった場合などは、保護者のお迎えをお願いします。
- * 学校が集団下校になった場合は、あらかじめ指定した帰宅場所に帰ることになります。
- * インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖になったときは、クラブは利用できません。
- * 臨時休校の場合はクラブもお休みとなります。
- * 緊急時の連絡先や対応方法などは、利用決定後に配布する「児童票」に記入のうえ、クラブに提出してください。また、「児童票」の内容に変更が生じた場合は速やかにクラブに連絡してください。
※必ず常時連絡がとれる連絡先を確保してください。

2. 利用の取り消しについて

下記の事項に該当した場合は、利用を取り消す場合がありますのでご注意ください。

- ① 利用基準に該当しなくなったとき
- ② 求職中に利用している場合で、3か月以内に就労を開始しないとき
- ③ 正当な理由なく出席日数が12日に満たない状態が3か月以上続いたとき
- ④ 正当な理由なく1か月以上出席しないとき
- ⑤ 負担金を2か月以上滞納したとき
- ⑥ 利用申請書等に虚偽の記載をした場合や届出を怠ったとき
- ⑦ 正当な理由なく月のうち3日以上利用時間終了時までには児童の保護者等によるお迎えができないとき
- ⑧ 児童が放課後児童支援員等の指示に従わなかったとき
- ⑨ 児童が他の児童の利用を妨げたり、指導員の指示に従わないなどにより本事業の利用を停止しても改善が見られないとき

3. クラブをご利用いただくにあたって

- * お迎えの時間は午後6時30分(事前に延長利用申請している方は午後7時)までです。時間厳守をお願いします。
- * 勤務先や住所などに変更があった場合は、変更届の提出が必要です。市役所にて手続きをお願いします。
- * 医師が処方したものに限り投薬を認めています。投薬が必要な場合は「投薬依頼書」を提出していただきます。
- * クラブの施設や備品等を故意に破損した場合は、修繕にかかる実費を保護者にご負担いただきます。
- * クラブは集団生活の場です。安全教育や健康管理、生活上での規律など、基本的な生活習慣を身につけるようにご家庭でもご指導をお願いします。

4. その他

- * 通年利用のほか、長期休業中利用できる一時利用の制度があります。詳しくは子ども政策課へお問い合わせください。



お問い合わせは

石狩市保健福祉部子ども政策課

TEL 0133-72-3192

E-mail k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp